



®

令和元年
(2019年) 12月 26日 (木)

No. 15082 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆欧州各国の知的財産制度

－第3回－ 英国(下) (1)

☆特許庁告示第5号..... (12)

☆政令第145号..... (12)

欧州各国の知的財産制度

－第3回－ 英国(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、英国の知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

2. 総論

英国の商標制度の歴史は古い。最初は、1862年、

虚偽表示を禁止する商品標法が制定された後、1875年、先使用主義による商標登録法が成立した。その後、1883年、特許・意匠・商標法が制定され、1905年、1919年の改正を経て、1938年商標法の制定に至っている。1938年商標法は、その後、約60年の間、英国商標法の基礎となり、1984年商標法(サービスマークの導入)を経て、1994年商標法が制定された。1994年商標法は、他の欧州共同体加盟国の商標法と

ご相談お待ちしております!

<http://www.toyota-td.jp/business/ip/>

特許/技術 翻訳・通訳
trans@ml.toyota-td.jp

TTDC, your language specialist

調和すること等を目的として大幅に改正して制定された。その後、幾度の改正を経て、現在の商標法に至っている。

英国の著作権制度の歴史も古く、16世紀に遡る。当初は、英国の裁判所が書籍に対する保護の必要性を認めたことから、1557年、書籍登録制度が制定された。最初の著作権法は、1709年に制定され、著作者に14年間の排他権が付与され、著作者が生存している場合には、さらに14年間、更新されるものであった。1734年には、著作権法が成立し、版に対する著作権の保護がなされ、その後、音楽、演劇、美術などに著作権保護の範囲が拡大していった。

1911年には、1986年のベルヌ条約の成立などの影響を受けて、著作権法が改正され、その後、英国内の著作権制度に関する議論等に基づく改正を経て、1988年には、「著作権・意匠・特許法」が制定された。さらに、情報社会における著作権についての欧州著作権指令2001/29/EC、及び、TRIPS協定などの影響を受けて、2003年に著作権法が改正され、その後、幾度の改正を経て、現在の著作権法に至っている。

3. 商標制度

英国の商標法は、最近では、2016年4月6日に改正法が施行され、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、英国の商標制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない限り、英国の「商標法」の条文を示す。)

(1) 保護対象

「商標」は、「視覚媒体により表現することができるすべての標識であって、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができるもの」と定義されている(1条(1))。また、商標には、「団体標章」、「証明標章」が含まれる(1条(2))。

「団体標章」とは、「標章の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別する標章」と定義され(49条(1))、「証明標章」とは、「標章が使用される商品又はサービスについて、その原産地、原材料、製造方法若しくは提供方法、品質、精度又はその他の特徴が標章の所有者によって証明されていることを表示する標章」と定義されている(50条(1))。

<解説>

英国では、音響、匂い、味についても、視覚媒体により表現することができる場合には、商標の保護対象であると解されている。日本では、音は商標の保護対象であるが(日本国商標法2条1項)、匂い、味については、商標の保護対象とされていない。なお、日本の商標には団体商標が含まれるが(日本国商標法7条)、証明商標は含まれていない。

(2) 登録要件(絶対的不登録事由)

<識別性>

商標は、次のものについては、登録されない(3条(1))。

- (a) 保護対象(1条(1))の要件を満たさない標識
- (b) 識別性を欠く商標
- (c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期若しくは提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を表すために取引上、役立つことができる標識又は表示のみからなる商標
- (d) 取引上の通用語において若しくは公正なかつ確立した商慣習において常用される標識又は表示のみからなる商標

ただし、商標がその出願日前に使用された結果、実質的に識別性を有している場合は、(b)、(c)又は(d)によって拒絶されない。

<商標として認められない形状>

次のもののみからなる標識は、商標として登録されない(3条(2))。

- (a) 商品自体の性質に由来する形状
- (b) 技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状
- (c) 商品に実質的価値を与える形状

<公共性>

商標は、次の場合については、登録されない(3条(3))。

- (a) 公の秩序又は道徳に反する場合
- (b) 公衆を(例えば、商品又はサービスの内容、品質又は原産地について)欺瞞するような内容である場合